

平成25年度分

決 算 審 査 意 見 書

財政健全化判断比率等審査意見書

監 査 報 告 書

1 一般会計・特別会計決算審査意見書	1 ~ 2 0
2 水道事業会計決算審査意見書	2 1 ~ 2 8
3 本町財産区特別会計決算審査意見書	2 9 ~ 3 0
4 財政健全化判断比率等審査意見書	3 1 ~ 3 2
5 定期監査報告書	3 3 ~ 3 4
6 補助金等交付団体監査報告書	3 5 ~ 3 8
7 指定管理者・出資団体監査報告書	3 9 ~ 4 0

西会津町監査委員

一般会計・特別会計決算審査意見書

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成25年度西会津町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、また、これと併せて提出された関係書類を審査した結果と、その意見は次のとおりである。

平成26年9月5日

西会津町監査委員 多賀剛

平成25年度決算審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

西会津町一般会計歳入歳出決算
西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算
西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算
西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算
西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算
西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算
西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算

(2) 審査の期間

平成26年8月 6日
平成26年8月 7日

(3) 審査の手続き

審査にあたっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書並びに付属書類である各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらには予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸票及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施した。

2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸票及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。

また、各基金の運用及び管理についても、関係諸票及び証拠書類と符合し

ており、誤りのないものと認めた。

3 審査の意見

(1) 総括

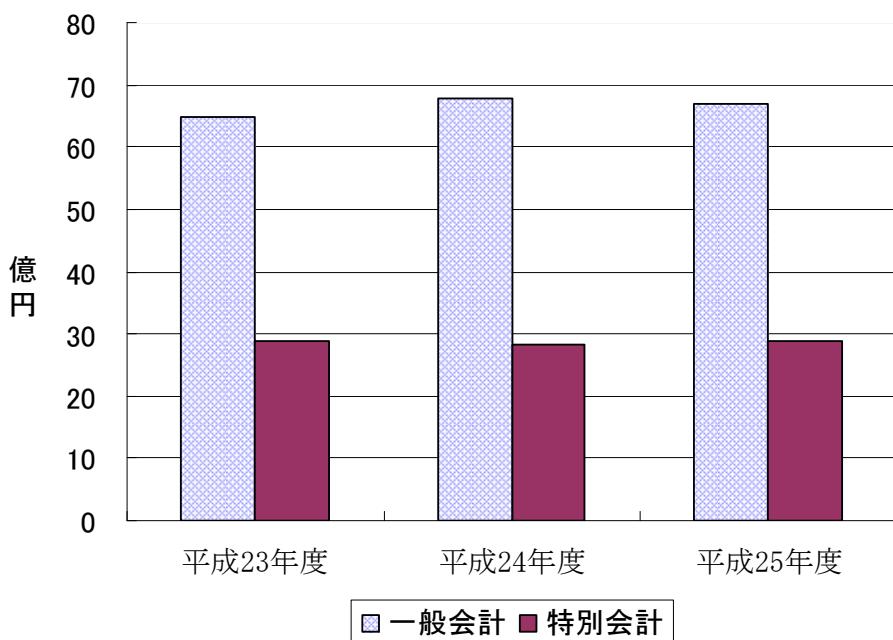
西会津町一般会計及び特別会計総決算額は、次のとおりである。

(歳入総額)	(歳出総額)	(翌年度に繰り越すべき財源)
9,845,741 千円	— 9,552,985 千円	— 31,024 千円
(実質収支の各会計の合計)		
= 261,732 千円		

一般会計及び特別会計を合わせた歳入総額は、対前年度比 0.8% の減、歳出総額では 0.8% の減となり、実質収支額は 25,180 千円の増となった。

一般会計及び特別会計を合わせた実質収支額は、261,732 千円の黒字となり、対前年度比では 25,180 千円の増となった。

① 決算額の推移



平成25年度の歳出の主なものは、一般会計については、西会津小学校新築事業、太陽光発電施設等設置事業や除雪機械購入費等である。この他、財政調整基金や庁舎整備基金への積立金により、決算額は対前年度比1.6%の減となつた。特別会計においても、国民健康保険特別会計・診療施設勘定で太陽光発電施設等設置事業を実施し、決算額が1.1%の増となつた。

○歳入歳出総額

(単位：千円・%)

項目 区分	歳 入 総 額				歳 出 総 額			
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	対前年度比	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	対前年度比
一般会計	6,688,840	6,979,430	6,863,712	98.3	6,491,578	6,789,395	6,682,460	98.4
特別会計	3,019,427	2,941,637	2,982,029	101.4	2,889,434	2,838,627	2,870,525	101.1
合 計	9,708,267	9,921,067	9,845,741	99.2	9,381,012	9,628,022	9,552,985	99.2

○翌年度に繰り越すべき財源及び実質収支

(単位：千円・%)

項目 区分	翌年度に繰り越すべき財源				実 質 収 支			
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	対前年度比	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	対前年度比
一般会計	36,711	56,292	30,894	54.9	160,551	133,743	150,358	112.4
特別会計	0	71	130	183.1	129,993	102,939	111,374	108.2
合 計	36,711	56,363	31,024	55.0	290,544	236,682	261,732	110.6

② 予算の執行状況

○一般会計及び特別会計の予算執行状況

(単位：千円・%)

歳 入	項目 区分	予 算 額			調定額	収入済額	調定額に対する 収入済額の割合
		当 初	補 正	合計額			
	一般会計	6,023,000	1,186,407	7,209,407	7,249,096	6,863,712	94.7
	特別会計	3,014,998	66,036	3,081,034	3,038,986	2,982,029	98.1
	合 計	9,037,998	1,252,443	10,290,441	10,288,082	9,845,741	95.7

※補正額には繰越事業費繰越額を、調定額には翌年度繰越額の未収入特定財源を含む。

(単位：千円・%)

歳 出	項目 区分	予 算 額			翌 年 度 繰 越 額	支出済額	執行率
		当 初	補 正	合計額			
	一般会計	6,023,000	1,186,407	7,209,407	358,983	6,682,460	97.5
	特別会計	3,014,998	66,036	3,081,034	9,630	2,870,525	93.5
	合 計	9,037,998	1,252,443	10,290,441	368,613	9,552,985	96.3

※補正額には繰越事業費繰越額を含む。

※執行率は予算額から翌年度繰越額を差し引いた額に対するもの。

(ア) 歳入

年度中の予算の補正額は 1,252,443 千円で、予算合計額に対する補正予算の割合は 12.2% である。調定に対する収入済額の割合は、95.7% である。

なお、調定額には、次年度への繰越明許分（社会福祉施設整備事業等）337,589 千円が含まれており、この分を除いた調定に対する収入済額の割合は、98.9% である。

(イ) 歳出

執行率は予算額から翌年度繰越額を差し引いたもので96.3%であり、前年度より0.5ポイントの減である。総体的には、おむね適正な執行である。

③ 町債の状況と実質公債費比率

(単位：千円・%)

○町債発行額と償還額

項目 区分	町債発行額				償還額			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	対前年度比	平成23年度	平成24年度	平成25年度	対前年度比
一般会計	743,100	803,800	807,000	100.4	778,174	795,916	863,066	108.4
特別会計	79,500	65,500	97,400	148.7	232,005	237,662	229,740	96.7
合 計	822,600	869,300	904,400	104.0	1,010,179	1,033,578	1,092,806	105.7

○町債年度末残高

(単位：千円・%)

項目 区分	年度末町債残高			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	対前年度比
一般会計	6,797,386	6,896,510	6,924,675	100.4
特別会計	3,124,836	3,025,413	2,961,729	97.9
合 計	9,922,222	9,921,923	9,886,404	99.6

○実質公債費比率

(単位：%)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実質公債費比率	15.3	14.4	13.7

(ア) 町債の発行額

対前年度比4.0%の増となっている。発行額は904,400千円である。

(イ) 町債の償還額

対前年度比 5.7% の増となっている。償還額は 1,092,806 千円であり、このうち地方交付税に算入された額は、627,654 千円で償還額全体の 57.4% である。

(ウ) 実質公債費比率

前年度より 0.7 ポイントの減となり、13.7% となった。前年度に引き続き 18% を下回った。起債の発行についても、前年度に引き続き県知事の同意団体となる。

④ 収入未済額と不納欠損額

○収入未済額の状況

(単位：円・%)

区分 項目	収入未済額			対前年度比
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
一般会計	51,387,694	51,797,673	51,117,288	98.7
特別会計	48,628,204	42,566,603	39,406,010	92.6
合 計	100,015,898	94,364,276	90,523,298	95.9

※翌年度繰越額は除く。

○不納欠損額の状況

(単位：円・%)

区分 項目	不納欠損額			対前年度比
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
一般会計	3,120,146	3,544,080	6,178,035	174.3
特別会計	7,613,556	5,296,506	8,046,350	151.9
合 計	10,733,702	8,840,586	14,224,385	160.9

(ア) 収入未済額

一般会計・特別会計合計の対前年度比は 4.1% の減となっている。
一般会計のうち主なものは町税で 35,116 千円、特別会計のうち

主なものは国民健康保険税で31,670千円、農業集落排水処理事業特別会計の下水道使用料で2,915千円などとなっており、一般会計・特別会計合計で90,523千円となっている。

税等徴収対策本部会議を庁内に設置し、税や使用料等の徴収に努め、年々減少傾向にあり、前年度より3,841千円減少し今年度も1億円を下回ったが、税や使用料等の徴収には引き続き努力と工夫が必要である。

なお、徴税事務に関しては、法令等に則り厳格かつ適正な事務処理を行うこと。

(イ) 不納欠損額

対前年度比60.9%増の14,224千円となっている。

不納欠損処分の対象は、すべて各法に規定する時効に該当しており、その金額に誤りはなかった。今後も不納欠損処分額が極力少なくなるよう対応されたい。

⑤ 主な基金の状況

○主な基金の年度末現在高

(単位：千円・%)

区分	項目			対前年度比
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
財政調整基金	972,248	1,185,606	1,378,468	116.3
減債基金	2,317	1,119	519	46.4
国民健康保険給付費支払準備基金	143,617	122,951	117,109	95.2

(ア) 財政調整基金

財政調整基金は、事業を執行するためなどに財源不足が発生した場合に活用するための基金である。

平成25年度末現在高は、前年度比16.3%増の1,378,468千円となっている。なお、一般会計では標準財政規模のおおむね10%の積み立てが必要といわれている。平成25年度の本町の臨時財政対策債発行可能額を含む標準財政規模は、3,576,346千円である。

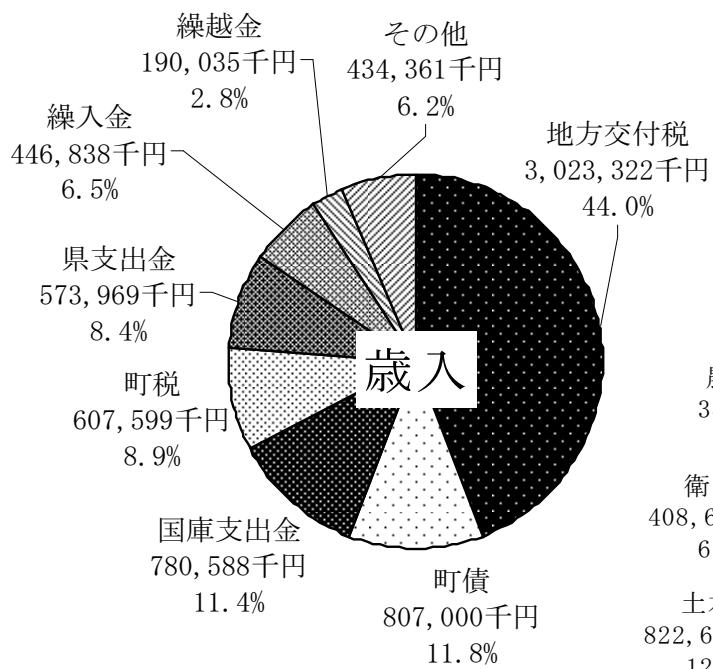
(イ) 国民健康保険給付費支払準備基金

平成24年度から保険給付に要した費用の前3ヵ年平均の100分の10以上保有すると基準を改めたため、年度末残高はおよそ3,700万円上回ることとなった。

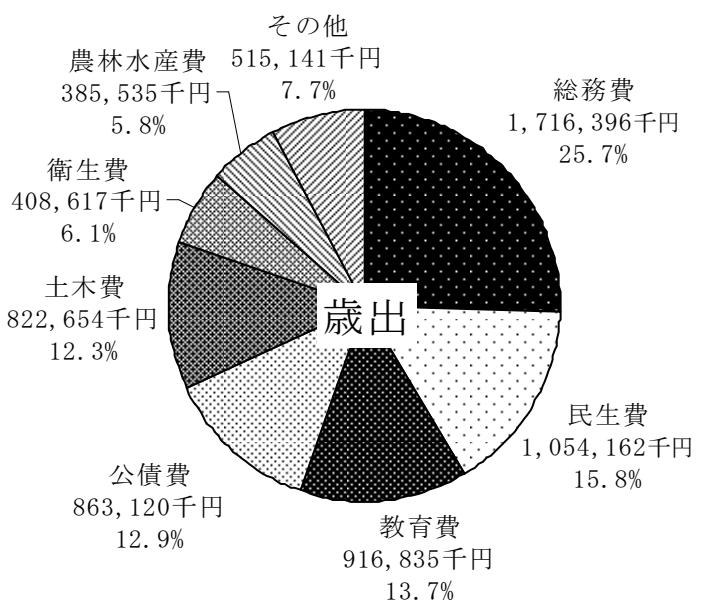
(2) 一般会計

(歳入総額)	(歳出総額)	(翌年度に繰り越すべき財源)
6,863,712 千円	— 6,682,460 千円	— 30,894 千円
(実質収支) = 150,358 千円		

歳入総額6,863,712千円



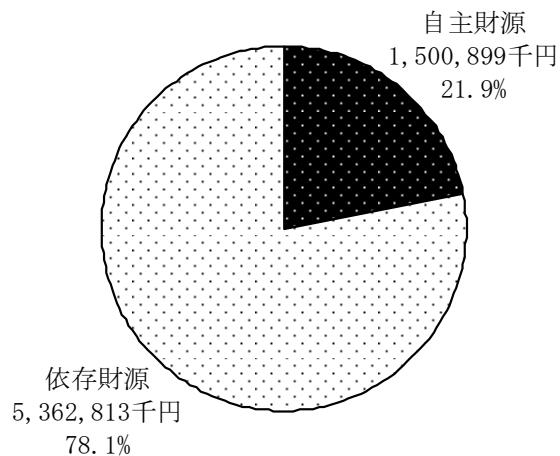
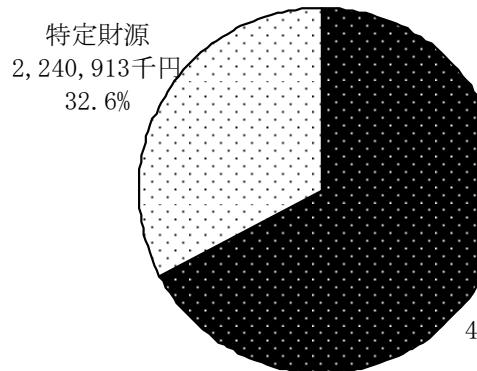
歳出総額6,682,460千円



① 歳入

(ア) 財源構成

歳入総額6,863,712千円



○財源構成の状況

(単位 : 千円・%)

区分	項目	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
	一般財源	4,747,569	71.0	4,592,568	65.8	4,622,799	67.4
	特定財源	1,941,271	29.0	2,386,862	34.2	2,240,913	32.6
	合計	6,688,840	100.0	6,979,430	100.0	6,863,712	100.0
	自主財源	1,509,081	22.6	1,392,021	19.9	1,500,899	21.9
	依存財源	5,179,759	77.4	5,587,409	80.1	5,362,813	78.1

一般財源の総額は 4,622,799 千円であり、対前年度比で 30,231 千円増加し、構成比も 1.6 ポイント増の 67.4% となっている。

自主財源は 21.9% で前年度より 2.0 ポイント増となっている。

依存財源は 78.1% で前年度より 2.0 ポイント減である。

○町税・地方交付税の推移

(単位：千円・%)

区分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		対前年度比
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
町 税	617,446	9.2	605,105	8.7	607,599	8.9	100.4
地方交付税	3,026,015	45.2	3,043,129	43.6	3,023,322	44.0	99.3

② 歳出

(ア) 義務的経費と投資的経費

○性質別決算額の推移

(単位：千円・%)

区分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		対前年度比
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
義務的経費	2,139,049	32.9	2,587,076	38.1	2,142,514	32.1	82.8
投資的経費	1,281,975	19.7	1,311,751	19.3	1,522,775	22.8	116.1
その他経費	3,070,554	47.4	2,890,568	42.6	3,017,171	45.1	104.4
合 計	6,491,578	100.0	6,789,395	100.0	6,682,460	100.0	98.4

歳出全体に占める義務的経費は 32.1%、投資的経費は 22.8%、
その他の経費は 45.1% となっている。

(イ) 経常収支比率

市町村において通常 70~80% が弾力性のある財政といわれるが、
本町は 83.0%（※平成 24 年度全国平均 90.7%）となっている。
前年度より 1.5 ポイント減少している。

※総務省「平成 24 年度主要財政指標一覧：全市町村の主要財政指標」による

(ウ) 債務負担行為支出予定額

翌年度以降の支出予定額は 1,013,629 千円である。その内訳は次のとおりである。

- 農林水産業関係 120 千円
- 社会福祉事業関係 32,664 千円
- 緊急雇用創出事業関係 19,752 千円
- 小学校校舎新築事業関係 820,593 千円
- 橋りょう耐震補強事業関係 100,500 千円
- 道路改築事業関係 40,000 千円

(エ) 一般会計から他会計への繰出額

性質別による他会計繰出金は 685,084 千円で、対前年度比 19,475 千円の増となっている。

(3) 特別会計

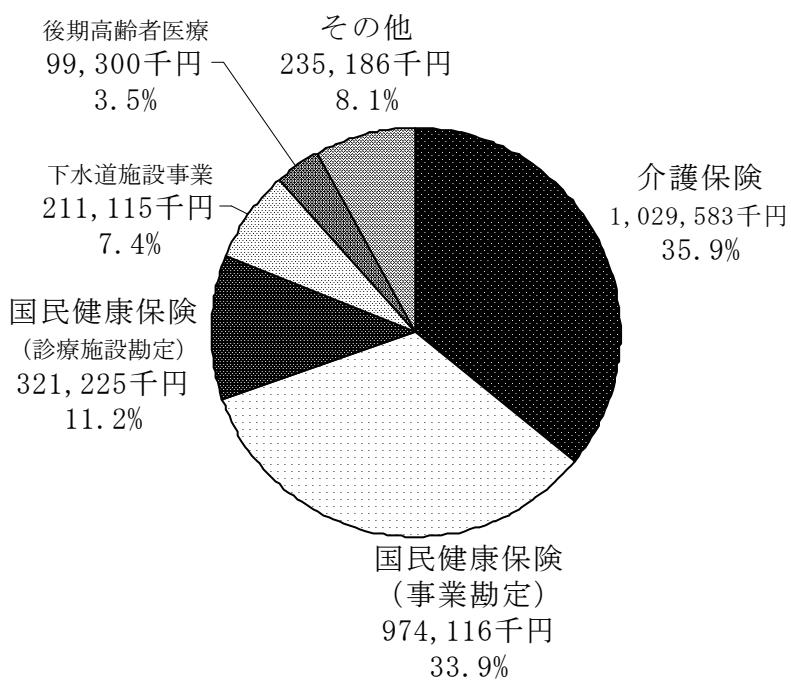
総体的におおむね計画的に執行されており、良好と認めた。

特別会計全体の収入未済額は 39,406 千円で、その主なものは国民健康保険特別会計の国民健康保険税 31,670 千円（全体の 80.4%）、農業集落排水処理事業特別会計の下水道使用料で 2,915 千円などとなっている。

収入未済額は、前年度と比較して 3,160 千円減少している。

特別会計決算額

特別会計決算額
2,870,525 千円



① 工業団地造成事業特別会計

当該年度も用地売却はなく、残地は 26,871 m²となっている。

分譲地全体の 36.5%が未分譲であり、近年は問い合わせも減少している。今後は戦略的な企業誘致対策も必要であろう。

② 商業団地造成事業特別会計

歳入においては、そのほとんどを前年度の繰越金が占めている。

今後、残地である A 区画に地域連携販売力強化施設が整備されるが、本施設は既存施設も含め、町の活性化につながる拠点となるよう努められたい。

③ 住宅団地造成事業特別会計

当該年度は分譲がなかった。

歳出は、主に P R 活動に要した需要費 1,374 千円である。

一部区画分割や各種支援助成事業を行って販売促進を図っているが、まだ 17 区画残っており、今後は抜本的な対策も必要であろう。

④ 下水道施設事業特別会計

(単位：人・%)

○各処理区の年度末接続率

項目 区分	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			対前年度比較	
	区域内 人口	接続人口	接続率	区域内 人口	接続人口	接続率	区域内 人口	接続人口	接続率	接続人口 (ポイント)	接続率 (ポイント)
野沢処理区	2,056	1,182	57.5	2,060	1,178	57.2	2,106	1,186	56.3	8	▲0.9
大久保処理区	127	126	99.2	129	119	92.2	123	120	97.6	1	5.4
合 計	2,183	1,308	59.9	2,189	1,297	59.3	2,229	1,306	58.6	9	▲0.7

歳入の主なものは、使用料及び手数料で 29,050 千円（構成比 13.6%）、一般会計繰入金 107,950 千円（構成比 50.6%）となっている。

歳出の主なものは、公債費 89,726 千円（構成比 42.5%）、施設整備費で 87,157 千円（構成比 41.3%）などとなっている。

接続状況は、接続人口が野沢処理区で 8 人、大久保処理区で 1 人増え、全体の接続率は 58.6%となった。引き続ききめ細かな説明会

等を行うなど、加入促進に努力されたい。

使用料については、1,067,286 円（24 人・279 件）の収入未済がある。

今後も計画通り事業が進捗するよう努力されるとともに、接続率向上に努められたい。

⑤ 農業集落排水処理事業特別会計

○各地区的年度末接続率

(単位：人・%)

項目 区分	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			対前年度比較	
	区域内 人口	接続 人口	接続率	区域内 人口	接続 人口	接続率	区域内 人口	接続 人口	接続率	接続 人口	接続率 (ポイント)
小島地区	702	657	93.6	720	653	90.7	721	678	94.0	25	3.3
森野地区	442	404	91.4	433	396	91.5	420	384	91.4	▲12	▲0.1
宝川地区	111	109	98.2	108	103	95.4	104	101	97.1	▲2	1.7
白坂地区	48	48	100.0	48	47	97.9	47	45	95.7	▲2	▲2.2
笛川地区	218	170	78.0	208	162	77.9	205	176	85.9	14	8.0
野尻地区	699	416	59.5	668	458	68.6	654	460	70.3	2	1.7
合 計	2,220	1,804	81.3	2,185	1,819	83.2	2,151	1,844	85.7	25	2.5

6 地区の接続人口は 25 人増の 1,844 人(接続率 85.7%)となった。

歳入の主なものは、繰入金、使用料であり、歳入総額は対前年度比 4.6% の増となった。歳出総額は、対前年度比 4.5% の増となった。

当該年度も使用料の収入未済（2,915,835 円・24 人・539 件）がある。長期延滞にならないよう、徴収に一層努められたい。

⑥ 個別排水処理事業特別会計

○年度別の整備数

(単位：基)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
整備数	16	15	30	30	27	16	14	273

この会計は合併処理浄化槽を整備する事業の特別会計で、平成16年度から事業が開始され、平成25年度までに合計273基整備されている。

生活排水処理基本画の浄化槽設置基数の見直しの中で、人口の減と公共下水道整備区域からの除外による増などを精査した結果、平成30年度までに800基の整備であった目標数値に変更はなかった。

当該年度の収入未済額は対前年度比137,169円減の168,112円(7人・43件)となった。料金の収納に一層努められたい。

⑦ 後期高齢者医療特別会計

本町の当該年度末の被保険者数は、1,980人となっている。

歳入の主なものは、保険料54,903千円(構成比55.3%)、繰入金38,639千円(構成比38.9%)である。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金91,396千円(構成比92.0%)である。

当該年度の現年度分の保険料収納率は99.9%で、収入未済額は40,000円(2人・4件)である。

⑧ 国民健康保険特別会計

(ア) 事業勘定

○保険給付費の歳出決算額の推移

(単位：千円・%)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	対前年度比
保険給付額	660,973	658,928	645,766	648,797	572,614	88.3

当該年度の実質収支額は54,083千円であり、前年度実質収支額44,788千円を差し引いた単年度収支は9,295千円の黒字である。

歳入の主なものは、国庫支出金(225,711千円・構成比22.0%)、前期高齢者交付金(218,251千円・構成比21.2%)、国民健康保険

税（195,050千円・構成比19.0%）である。

歳出の主なものは、保険給付費（572,614千円・構成比58.8%）、共同事業拠出金（126,902千円・構成比13.0%）、後期高齢者支援金等（123,311千円・構成比12.7%）である。

平成25年度から第5期国保財政3ヵ年計画による国保給付費支払準備基金からの繰入金と繰越金を国保税の減税財源に充当し、被保険者の負担軽減を図っている。

本特別会計は、平成29年度から県単位の広域運営に移行される予定である。国保制度の今後の動向および被保険者、医療費、後期高齢者医療制度、介護保険制度の動向を踏まえ、計画的な運営に努められたい。

○国民健康保険税の収納率の推移

(単位：%)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
現年度分	92.03	94.77	95.98	97.16	96.76
滞納繰越分	8.88	12.85	17.54	14.35	7.14
全 体	77.17	77.25	80.17	82.69	83.09

○国民健康保険税の不納欠損額の推移

(単位：円・件)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
不納欠損額	8,141,900	8,421,500	7,459,756	5,230,050	8,023,934
件 数	325	374	279	253	287

○国民健康保険税の収入未済額の推移

(単位：円・件)

項目	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数
現年度分	8,037,365	430	5,553,939	310	6,440,527	338
滞納繰越分	34,160,728	1,585	30,245,410	1,192	25,229,618	1,070
合 計	42,198,093	2,015	35,799,349	1,502	31,670,145	1,408

国保税全体の収納率は前年度より 0.40 ポイント増の 83.09% である。現年度分については、前年度より 2.78 ポイント減の 96.76% である。

収入未済額は対前年度比 4,129 千円減少している。収納率は、年々上昇しているが、徴収にさらなる努力をされたい。

当該年度の国保税の不納欠損額については、287 件、8,024 千円であり、対前年度比 34 件、2,793 千円増加した。不納欠損処分の対象者は 63 人である。その理由は、低所得（29 人）、多重債務（14 人）、失業（8 人）、死亡（5 人）、行方不明（4 人）などとなっており、いざれも地方税法に規定する時効に該当し、処分を行ったことを確認した。

（イ）診療施設勘定

歳入では診療収入が 170,596 千円（対前年度比 0.3% 減）で歳入全体の 51.1% を占めるほか、一般会計及び事業勘定からの繰入金が 85,494 千円、過疎対策事業債 46,000 千円となっている。

歳出の主なものは、総務費（人件費など）が 264,377 千円（構成比 82.3%）、医業費が 40,931 千円（構成比 12.7%）などとなっている。歳入歳出差引額（実質収支額）は 12,336 千円の黒字となった。

今後とも町民の健康や生命を守るため、医療の充実と安全性の確保、サービスの向上に努められたい。

⑨ 介護保険特別会計

○被保険者数の推移

（単位：人）

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
65～75 歳未満	1,264	1,194	1,103	1,048	1,024
75 歳以上	2,019	2,012	1,997	1,994	2,003
合 計	3,283	3,206	3,100	3,042	3,027

※年度当初の数値

○要介護認定者数の推移

(単位：人)

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
要支援 1	29	42	43	41	37
要支援 2	56	40	52	56	45
要介護 1	74	85	80	90	99
要介護 2	79	74	82	86	116
要介護 3	89	84	78	87	70
要介護 4	95	85	92	85	113
要介護 5	80	97	97	94	103
合 計	502	507	524	539	583

※年度当初の数値

歳入の主なものは、構成比で支払基金交付金 27.3%、国庫支出金 27.3%、繰入金（一般会計等）16.2%、県支出金 14.6%、保険料 13.5% である。歳入では対前年度比 5.7% の増となっている。

なお、保険料の収入未済額は 1,203 千円（42 人・231 件）であり、前年度より 404 千円増加した。

歳出では、構成比で保険給付費（居宅・施設介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等）92.6%、総務費 3.0%、地域支援事業費 2.4% などとなっている。対前年度比では、全体で 4.6% 増となっている。

歳入歳出差引額（実質収支額）は 21,632 千円の黒字である。

施設介護サービスより居宅介護サービスを受けている被保険者が多いが、給付費では施設介護サービス給付費が多く、給付費全体の 51.4% を占めている。

介護予防事業に力を入れ、今後さらに給付費の増加を抑制し、財政的に安定した運営が望まれる。

また、当該年度は前年度に引き続き、介護保険料が不納欠損処分されており、その金額は 22,416 円（1 人・8 件）である。その理由は低所得によるものであり、時効による不納欠損処分である。

⑩ 簡易水道等事業特別会計

簡易水道（奥川・杉山徳沢・宝坂・新郷・尾登・高陽根・小綱木）、飲料水供給施設（八重窪・松峯・青坂）を合わせた 10 施設の維持管理等を行う会計である。

歳入では総額 87,195 千円のうち全体の 55.0% にあたる 47,950 千円を一般会計繰入金が占めている。一般会計繰入金は対前年度比 35.1% の減となっている。使用料及び手数料収入は対前年度比 3.0% の減となっている。総額では、対前年度比 16.2% の減となっている。

歳出では、水道費（一般管理費）は 13.1% 減となった。公債費は 19.2% 減となり、総額で 16.5% の減となっている。

使用料の収入未済額は 2,342,250 円（57 人・664 件）である。長期延滞につながらないよう努められたい。

（4）実質収支に関する調書

当該年度の一般会計では、歳入歳出差引額は 181,252 千円である。翌年度に繰り越すべき財源は 30,894 千円であり、実質収支額は 150,358 千円の黒字である。実質収支比率は 4.2% で、前年度より 0.5 ポイント増である。

特別会計の実質収支額は 111,374 千円で対前年度比 8.2% 増となっている。

（5）財産に関する調書

当該年度における財産の記録・記載については、公有財産・基金等の内容を種目別に審査したところ、正確であることを確認した。

年度中における主な財産の増減は下記のとおりである。

① 公有財産

（ア）土地

1) 熊ノ宮甲の地籍更正による増 2,027 m²

（イ）建物

1) 耐雪型パイプハウス（野菜栽培用）3 棟増 759.8 m²

2) 耐雪型パイプハウス（菌床栽培用）2 棟増 328.9 m²

3) 西平公衆便所増 29 m²

4) 移動通信無線鉄塔（上谷）増 3.7 m²

5) 旧新郷小学校校長住宅取り壊しによる減 41 m²

6) 旧奥川小学校プール附属小屋取り壊しによる減 33 m²

- 7) 旧西平公衆便所取り壊しによる減 29.8 m²
- 8) 旧新郷小学校倉庫取り壊しによる減 23 m²
- 9) 避難小屋取り壊しによる減 19.9 m²

② 基金

財政調整基金は、年度末で 1,378,468 千円となり、この運用にあたっては適切に活用されていた。その他の基金についても、地方自治法第 241 条第 5 項の規定に基づき審査した結果、この運用の状況を示す台帳も適正に整備、記載されていることを確認した。

なお、生活援助貸付基金及においては、返済期限を経過した未返済金があるので、その回収に努められたい。

水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された平成25年度西会津町水道事業会計決算書及びこれと併せて提出された関係書類の審査結果と、その意見については次のとおりである。

平成26年9月5日

西会津町監査委員 多賀剛

1 審査の年月日

平成26年7月31日

2 審査の手続き

この審査にあたっては、町長から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計諸帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認められるその他の審査手続きを実施した。

なお、本事業の経営内容を把握するため、計数等の分析を行い、経営の効率化及び公共性の確保についても考察した。

3 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示し、計数に誤りがないことを認めた。

4 審査の意見

- 収益的収支においては、営業損失(3,131千円)があり、営業外利益(9,937千円)をもって黒字となっている。資本的収支は、赤字となっており、実質収支も赤字となっている。今後も効率的かつ計画的な事業運営と衛生的で安全な水を安定供給するよう努められたい。
- 水道使用料の未収金は決算の時点で14,520千円であるが、このうち納期限未到来分を除いた水道料金の未収金は、6,765千円である。引き続き、未

収金の発生防止とその回収に努められたい。

- 企業債については、本年度 78,800 千円借り入れし、79,524 千円償還した。そのため平成 25 年度末残高は、824 千円減少し 1,328,108 千円である。なお、一時借入金はなかった。
- 老朽管更新事業は計画的に、かつスピーディーに実施することを望む。

5 事業の状況

(1) 経営の成績

水道事業の平成 23 年度から平成 25 年度までの経営成績の推移は次のとおりである。

区分		年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	前年度対比
総収益	営業収益	千円	98,546	98,739	97,519	% 98.8
	営業外収益	千円	46,849	47,826	47,323	98.9
総費用	営業費用	千円	99,687	95,357	100,650	105.6
	営業外費用	千円	41,280	40,504	37,386	92.3
差額	営業利益	千円	—	3,381	—	—
	営業損失	千円	1,141	—	3,131	—
	営業外利益	千円	5,569	7,322	9,937	135.7
	純利益	千円	4,428	10,703	6,806	63.6

平成 25 年度の水道事業収益は 144,842 千円、費用が 138,036 千円で、差引純利益は、6,806 千円となった。純利益の対前年度比は 63.6% で、3,897 千円の減となっている。

給水人口は対前年度比で 41 人減少し、4,048 人であった。普及率は 0.68 ポイント上昇し、84.18% となっている。有収率は、1.20 ポイントの減である。

指標名	算式	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
経営資本営業利益率 (%)	$\frac{\text{営業利益}}{\text{経営資本}} \times 100$	-0.05	0.13	0.00
経営資本回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益}}{\text{経営資本}}$	0.04	0.14	0.04
営業収益営業利益率 (%)	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}} \times 100$	-1.16	3.42	0.00

水道事業の経済性については、経営資本営業利益率を前年度と比較すると 0.13 ポイント下降している。この要因は、営業収益が 1,220 千円減少し、営業費用は 5,293 千円増加したことによる。

経営資本回転率は、前年度と比較すると 0.10 ポイント、営業収益営業利益率は前年度と比較すると 3.42 ポイント下降している。この要因は、経営資本営業利益率と同様のものである。

年度区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	前年度対比
資本的収入	千円 78,333	千円 78,106	千円 128,909	% 165.0
資本的支出	122,254	119,494	170,937	143.0
差引不足額	43,921	41,388	42,028	101.5
実質收支	-39,491	-30,683	-35,220	114.8

資本的収支については、収入は 128,909 千円で、支出は量水器購入費、配水管布設費、薬注ポンプ交換費及び企業債償還金で 170,937 千円とな

り、差引不足額 42,028 千円を当年度分損益勘定留保資金等で補てんした。決算合計の実質収支は 35,220 千円の赤字である。

(2) 貸借対照表による経営分析

貸借対照表の推移については、別表のとおりである。

財産の内容によると固定資産の正味財産総額が 2,462,291 千円で、前年度比 35,118 千円の増額となっている。これは、機械及び装置の資産増によるものである。また、流動資産は 124,103 千円であり、今年度は 22,779 千円増加した。これは、現金預金の増加によるものである。

一方、負債・資本の部では、流動負債（未払金）計 7,419 千円、資本金計 1,676,422 千円、剰余金計 902,553 千円で、その合計額は対前年度比 57,896 千円の増となった。

預金等の残高、未収金の残高も確認し、未払金の内訳についても照合した結果、相違のないことを確認した。

貸借対照表の推移 一資産の部一

(()) 内は減価償却累計額、単位：千円)

種 別	科 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	前年度対比 (%)
有形固定資産	土地	32,095	32,095	32,095	100.0
	建物	813,678 (184,067)	813,678 (195,717)	813,678 (207,345)	100.0 105.9
	構築物	2,252,608 (593,123)	2,319,027 (626,961)	2,323,641 (663,155)	100.2 105.8
	機械及び装置	138,239 (61,090)	144,210 (64,866)	225,201 (68,499)	156.2 105.6
	車両及び運搬具	2,152 (2,045)	2,152 (2,045)	3,607 (2,045)	167.6 100.0
	工具器具備品	9,231 (3,593)	9,231 (3,632)	9,231 (4,118)	100.0 113.4
	建設仮勘定	32,209	0	0	0.0
	合 計	3,280,212	3,320,393	3,407,453	102.6
固定資産計	減価償却	(843,918)	(893,220)	(945,162)	105.8
	正味財産	2,436,294	2,427,173	2,462,291	101.4
流動資産	現金預金	62,894	86,562	105,633	122.0
	未収金	13,684	13,684	17,572	126.7
	貯蔵品	898	898	898	100.0
流動資産計		77,476	101,324	124,103	122.5
資産合計		2,513,770	2,528,497	2,586,394	102.3

貸借対照表の推移　－負債・資本の部－

(単位：千円)

種 別	科 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	前年度対比 (%)
流動負債	未払金	2,495	5,715	7,419	129.8
	流動負債計	2,495	5,715	7,419	129.8
資本金	自己資本金	348,314	348,314	348,314	100.0
	企業債	1,396,836	1,328,932	1,328,108	99.9
	資本金計	1,745,150	1,677,246	1,676,422	100.0
剰余金	国庫（県）補助金	437,541	459,343	459,343	100.0
	一般会計補助金	250,910	295,910	343,485	116.1
	負担金	63,317	65,222	67,856	104.0
	減債積立金	9,000	9,000	12,000	133.3
	建設改良積立金	2,000	2,000	4,000	200.0
	当年度未処分利益 剰余金	3,358	14,062	15,869	112.9
	剰余金計	766,126	845,537	902,553	106.7
負債・資本合計		2,513,771	2,528,498	2,586,394	102.3

(3) 施設の利用状況及び業務実績

施設利用状況及び業務実績については、次のとおりである。

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	前年度との比較増減	
事項	単位					
給水区域内人口	人	4,988	4,897	4,809	-88	-1.8 %
給水戸数	戸	1,681	1,683	1,676	-7	-0.4 %
給水人口	人	4,153	4,089	4,048	-41	-1.0 %
普及率	%	83.26	83.50	84.18	0.68	—
配水能力(a)	m ³ /日	2,850	2,850	2,850	0	0.0 %
配水量(A)	m ³ /年	626,628	634,010	662,262	28,252	4.5 %
有収水量(B)	m ³ /年	447,420	451,774	463,958	12,184	2.7 %
有収率(B)/(A) ×100	%	71.40	71.26	70.06	-1.20	—
平均配水量(b)	m ³ /日	1,717	1,737	1,814	77	4.4 %
最大配水量(c)	m ³ /日	2,150	2,189	2,187	-2	-0.1 %
施設利用率(b)/(a) ×100	%	60.24	60.95	63.65	2.70	—
負荷率(b)/(c) ×100	%	79.85	79.85	82.94	3.59	—
最大稼働率(c)/(a) ×100	%	75.44	76.81	76.74	-0.07	—
職員数	人	2	1	1	0	0.0 %

$$\begin{aligned} \text{供給単価} &= 209.33 \text{ 円} \\ &= (\text{給水収益}) 97,121,800 \text{ 円} \div (\text{有収水量}) 463,958 \text{ m}^3 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{給水原価} &= 296.95 \text{ 円} \\ &= \{ (\text{経常費用}) 138,035,931 \text{ 円} - (\text{受託工事費}) 264,000 \text{ 円} \} \\ &\quad \div (\text{有収水量}) 463,958 \text{ m}^3 \end{aligned}$$

(4) 総括

町民に安全安心な水の供給のため適切に検査等を実施し、総体的には安定的に水を供給できたことを確認した。現金預金の残高が増加しているが、計画的な事業運営に配慮されたい。

平成25年度の有収水量は463,958 m³で、前年度に比べ12,184 m³(2.7%)増加している。有収率は年々低下しており、平成25年度は70.06%であった。有収率の全国平均は、80.0%※であり、全国平均と比較して9.94ポイント低い状況となっている。

施設等の維持管理については、配水施設、配水管の老朽化が進む中、職員による巡回漏水調査や業者委託による漏水調査を行っている。平成25年度に漏水事故は18件あり、平成24年度より8件減少した。しかしながら、配水管の老朽化は進んでおり、その更新事業は計画的に、かつスピーディーに実施することを望む。

※ 総務省発表、平成24年度水道事業経営指標（給水人口5千人以上1万人未満）による

本町財産区特別会計決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成25年度西会津町本町財産区特別会計について、歳入歳出決算書及びこれと併せて提出された関係書類を審査した結果、次のとおり意見を付する。

平成26年9月5日

西会津町監査委員 多賀 剛

1 審査の年月日

平成26年8月6日

2 審査の結果

- (1) 平成25年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算書、平成25年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数と帳票及び証書類を照合した結果、その計数に誤りがないことを認めた。
- (2) 財産に関する調書については、公有財産の計数を審査した結果、適正なものと認めた。

3 審査の意見

歳出の主なものは、委員会費39千円、財産管理費43千円となっている。歳入の主なものは、前年度繰越金403千円、一般貸地料89千円となっている。

今後も区民の理解を得ながら適切な管理運営にあたられたい。

財政健全化判断比率等審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成24年度決算等による健全化判断比率等（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・資金不足比率）の算定について審査を実施した。その結果及びその意見は次のとおりである。

平成26年9月5日

西会津町監査委員 多賀剛

1 審査の年月日

平成26年8月8日

2 審査の手続き

審査にあたっては、町長から提出された健全化判断比率等の算定の基礎となつた事項を記載した書類を関係帳簿等と照合し、さらに必要に応じて関係職員の説明を求め、算定された健全化判断比率等の正確性について審査した。

3 健全化判断比率等の状況

(単位：%)

健全化判断比率等	平成23年度	平成24年度	平成25年度	早期（経営）健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	15.00
連結実質赤字比率	—	—	—	20.00
実質公債費比率	15.3	14.4	13.7	25.0
将来負担比率	118.1	106.3	90.7	350.0
資金不足比率	—	—	—	20.0

4 審査の結果

- (1) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等は、適正に作成されていた。
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が計算に用いられていた。
- (3) 法令等に照らし、健全化判断比率等の算出過程に誤りはなかった。

5 審査の意見

- (1) 実質赤字比率・連結実質赤字比率については、実質収支が黒字であり、それぞれの比率は表示されなかった。
- (2) 実質公債費比率（過去3年間の平均の値）は、平成24年度は14.4%であったが、当該年度は13.7%に改善し、早期健全化基準も下回っている。
なお、起債の発行の許可については、18.0%未満であるので、県知事の同意団体となる。
- (3) 将来負担比率については、前年度より15.6ポイント改善し、90.7%となり、早期健全化基準も下回っている。
- (4) 資金不足比率については、資金不足はなく、比率は表示されなかった。
- (5) 以上により、健全化判断比率等については、全ての財政指標が早期健全化基準を下回っている。

実質公債費比率及び将来負担比率ともに、前年度より指数が改善している。実質公債比率は元利償還金の額が大きく減少したことが主な要因である。また将来負担比率は、退職手当負担見込額が減少したことが主な要因である。

一般会計歳入額の約44%を地方交付税が占めている本町にとって、交付税の確保と一般会計から特別会計への繰出金の抑制が、財政健全化のポイントである。

引き続き適正な財政運営に努められたい。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づいて、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

平成26年9月5日

西会津町監査委員 多賀 剛

1 監査実施期日

平成26年8月1日

平成26年8月4日

2 監査の対象

平成25年度において執行された各課等の事務及び事業の中から、別紙の8件を抽出し、監査を行った。

3 監査のねらい

監査の実施にあたっては、事務及び事業が合法かつ効果的、効率的に行われたか、また、住民福祉の増進に寄与したかに主眼をおいた。

4 監査の結果

事務の処理、事業の執行は、おおむね所期の目的を達成しているものと認めた。なお、改善を要すると思われた事項については、定期監査講評としてまとめ、担当部局に指示した。

定期監査対象事業等

主管課	事業等名
企画情報課	○都市再生整備計画事業（野沢まちなか再生事業） ○旧奥川小学校改修事業
町民税務課	○全国瞬時警報システム構築整備委託料
健康福祉課	○検（健）診事業
商工観光課	○空き家情報バンク事業
農林振興課	○農林産物加工開発事業 ○農林産物 P R 支援事業
教育課	○西会津高等学校への支援策について

補助金等交付団体監査報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、町が補助金等財政援助を与えたものの監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

平成26年9月5日

西会津町監査委員 多賀剛

1 監査実施期日

平成26年7月29日

平成26年7月30日

2 監査の方法及び対象とした団体等

補助金等交付団体監査の実施にあたっては、まず平成25年度において、補助金等として、町が財政的援助を行った団体等の中から、別紙の7団体を抽出し、当該団体の役職員及び当該団体に補助金等交付事務を行っている所管課の担当職員から補助に関する書類等の提示を求め、その内容の説明を受けた。

3 監査のねらい

財政的援助を行っている所管課については、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めているかどうか。補助団体等については、当該補助金等が町民から徴収された税金、その他貴重な財源で賄われているものであることを認識し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を行っているかどうかを重点に監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 財政援助の決定の適否等

財政援助の決定については、関係要綱等に準拠し、適正に行われているものと認めた。

(2) 補助金等の交付時期

交付の時期については、おおむね適正であると認めた。

(3) 補助金等の目的外使用

補助金等は、その目的外に使用された事実は認められなかった。

(4) 会計経理の状況

団体等の帳簿、その他証書類の保管、記帳及び経理内容はおおむね良好と認められた。

(5) 補助金等交付団体等の事務処理状況

事務処理の状況はおおむね良好であった。

(6) 補助金等交付団体への指導監督

所管課においては、当該補助金等の目的に沿った指導監督がなされており、おおむね良好と認めた。

(7) 監査の意見

所管課においては、補助金等が効果的に活用されるよう、補助金等交付団体の状況を十分把握し、今後とも適切な指導監督がなされるよう望む。

補助金等交付団体監査対象団体

- 1 黒沢自治区【コミュニティ育成事業】
- 2 交通安全協会西会津支部【活動事業費補助金／交通安全活動事業】
- 3 N P O 法人超機密プロジェクト【活力ある地域づくり支援事業補助金】
- 4 天空の郷 山菜生産加工組合【活力ある地域づくり支援事業補助金】
- 5 松尾ソバ生産組合【農林業振興事業補助金／ソバコンバイン更新事業補助金】
- 6 町交流事業実行委員会【団体育成補助金】
- 7 西会津町体育協会【体育振興事業費補助金／市町村対抗福島縦断駅伝競走】

※ 【 】は対象となった補助金等の名称

指定管理者・出資団体監査報告書

地方自治法（以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づいて、町が出資しているもので政令で定めるもの及び法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの監査を実施したので、法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

平成26年9月5日

西会津町監査委員 多賀剛

1 監査実施期日

平成26年7月30日

2 監査の方法及び対象とした団体

(1) 監査の方法

指定管理者・出資団体監査の実施にあたっては、まず平成25年度において、指定管理者となったもの及び出資団体の中から、下記の2団体を抽出し、当該団体の役職員及び所管課の担当職員から関係書類等の提示を求め、その内容の説明を受けた。

(2) 対象とした団体

- ① 指定管理者 社会福祉法人 にしあいづ福祉会
(監査の対象とした公の施設：西会津町野沢保育所)
- ② 出資団体 株式会社 西会津町振興公社

3 監査のねらい

指定管理者については、条例の定めるところにより管理・運営が適切に行われているかどうか、出資団体については、主に経営状況を重点に監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 管理・運営の状況

指定管理者については、町との協定に基づき、その趣旨に沿って施設の適切な管理運営がなされていた。

出資団体については、営業努力により経営状況は若干改善されつつある。施設の管理については、おおむね良好であった。

(2) 会計経理の状況

団体等の帳簿、その他証書類の保管、記帳及び経理内容はおおむね良好と認めた。

(3) 指定管理者及び出資団体への指導監督

所管課においては、その目的に沿った指導監督がなされており、おおむね良好と認めた。

(4) 監査の意見

指定管理者及び出資団体は、町の貴重な財産等の管理・運営を受託している。町は、その財産等が適性かつ効率的な運営が図れるよう、今後とも適切な指導監督を行うよう望む。